

【北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱】

第1 趣 旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

- 1 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

第3 応急危険度判定士の任務

- 1 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

第4 認定等

- 1 応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第5の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。
 - (1) 別表に定める事項のいずれかに該当する者
 - (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 2 第1項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

第4の2 他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第5の講習会を終了した者とみなして第4の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請するものとする。

第5 認定講習

- 1 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。
- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。
 - (1) 総論
 - (2) 応急危険度判定制度
 - (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造ごとの判定技術
- 3 講習には、建築関係団体等が主催する講習等で、第2項に定める内容を行うものとして知事があらかじめ認定したものを含むものとする。

第6 認定証の交付

- 1 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができ

る。

この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。

- 3 知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対し台帳登録者の情報について提供することができる。

第7 認定の更新と再認定

- 1 認定の有効期間は、認定日から講習を受講した日の5年後の年度の末日までとする。ただし、第2項による更新を受ける場合の有効期間については、当該更新に係る更新前の認定の期間満了日から5年後の年度の末日までとする。
- 2 認定期間の更新を受けようとする者は、有効期間満了までに応急危険度判定士認定更新申請書により知事に申請しなければならない。この場合において、第5による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間の満了日を記載するものとする。
- 4 第2項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士再認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第5による講習を、申請する年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間を記載するものとする。

第8 認定事項等の変更

- 1 応急危険度判定士は、第6第1項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から30日以内に認定証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の第二面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、第1項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 住 所 (電話番号)
 - (2) 勤 務 先
 - (3) 緊急連絡先
- 4 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

第9 認定証の再交付

- 1 応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。
- 2 第7第4項の規定による申請をした者で、すでに交付した認定証がない場合は、応急危険度判定証再交付申請書により、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 4 応急危険度判定士は、認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第10 認定の辞退

- 1 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消しを通知するものとする。

第11 認定の取消し

- 1 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消しを行うことができる。
 - (1) 別表に定める事項に該当しなくなった者
 - (2) 前号に規定するもののほか、知事が認定の取消しを必要と認めた者
- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年1月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年1月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年8月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年12月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表

区分		実務経験年数
(1)	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条 1 項の建築士	問わない
(2)	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 77 条の 58 の登録を受けた者	問わない
(3)	建築基準法施行規則第 6 条の 19 の特定建築物調査員 資格証の交付を受けた者	問わない
(4)	建設業法第 27 条第 3 項の規定により建築施工管理に 係る技術検定の合格証明書の交付を受けた者	問わない
(5)	実務経験者 i 官公庁の建築技術職員若しくは職にあった者で、建 築行政等の実務経験者 ii 地方独立行政法人の建築に係る研究職員若しくは職 にあった者で、震災建築物調査等の実務経験者	5 年以上

【北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度事務処理要領】

この要領は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（以下「要綱」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 業務機関

要綱第4第1項に基づく応急危険度判定士の認定業務の一部を、北海道の指定する機関（以下「業務機関」という。）に代行させるものとする。

第2 認定申請

要綱第4第2項の規定により、認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、業務機関を経由して知事に申請しなければならない。

(1) 要綱別表の区分ごとの資格を証する書面

- ① 区分(1) 建築士 建築士法第5条第2項の建築士免許の写し
- ② 区分(2) 建築基準適合判定資格者 建築基準法第77条の58の登録証の写し
- ③ 区分(3) 特定建築物調査員 建築基準法施行規則第6条の19の資格者証の写し
- ④ 区分(4) 建築施工管理技士 建設業法第27条第3項の技術検定に係る合格証明書の写し
- ⑤ 区分(5) 実務経験者 実務経験証明書（第13号様式）

(2) 要綱第5の講習を受講したことを証した第2-1号様式又は第3-6号様式

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.4cmのカラー写真（以下「写真」という。）

(4) 応急危険度判定士登録者カード(第14号様式)

第3 認定講習

- 1 要綱第5第1項並びに第7第2項又は第4項の規定により、講習（要綱第5第3項の規定により知事が認定した講習等を除く。第2項において同じ。）を受けようとする者は、応急危険度判定士認定講習会受講申込書兼受講票（第2-1号様式又は第2-2号様式）により、業務機関に申込みしなければならない。
- 2 業務機関は、講習を受講して終了した者に対し、講習を受講したことを証した第2-1号様式又は第2-2号様式を交付する。
- 3 要綱第5第3項の認定を受けようとする建築関係団体等は、講習等の開催日の14日前までに講習等の日時、内容、講師等必要事項を記載した様式（第3-3号様式）により知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請があった講習等について、内容を審査し、申請のあった日から起算して7日以内に認定の適否を申請者に通知（第3-4号様式）するものとする。
- 5 前項の通知を受けた後、知事が認定した講習等の主催者（以下「主催者」という。）は、その講習等について、北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習として、周知できるものとする。
- 6 主催者は、講習等の実施後、講習等を受講したことを証した第3-6号様式を講習等の受講者に交付すると共に、実施結果について第3-5号様式により知事に報告しなければならない。

第4 更新申請・再認定申請

- 1 要綱第7第2項の規定により認定期間の更新を受けようとする者又は要綱第7第4項の規定により再認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定更新（再認定）申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添え、業務機関を経由して知事に申請しなければならない。
 - (1) 認定証（第二面に変更事項記載欄等がない認定証は、業務機関が適宜修正する）
 - (2) 要綱第5の講習を受講したことを証した第2-2様式又は第3-6号様式
 - (3) 応急危険度判定士登録者カード(第14号様式)
- 2 要綱第7第2項の規定により認定期間の更新を受けようとする者又は要綱第7第4項の規定により再認定を受けようとする者で、認定証の第二面の変更事項記載欄又は更新記録欄に加筆できる欄がない場合は、応急危険度判定士認定更新（再認定）申請書（第4号様式）に、前項に

掲げる書類に加え次に掲げる書類を添え、業務機関を経由して知事に申請しなければならない。
写真

第5 認定事項等の変更

要綱第8第1項の規定により、変更事項を届け出ようとする者は、応急危険度判定士認定事項変更届(第5号様式)に次に掲げる書類を添え、業務機関を経由して知事に届け出なければならない。

- (1) 認定証
- (2) 写真(氏名に係る変更のみ)

第6 認定証の再交付

要綱第9第1項の規定により、再交付を申請しようとする者は、応急危険度判定士認定証再交付申請書(第6号様式)に写真を添え、業務機関を経由して知事に申請しなければならない。また、この申請は、第4と同時に行うことができるものとする。

第7 認定の辞退

要綱第10第1項の規定により、認定を辞退しようとする者は、応急危険度判定士認定証再交付申請書(第7号様式)に認定証を添え、業務機関を経由して知事に届け出なければならない。

第8 認定事務の取扱手続

認定事務の取扱手続は、次のとおりとする。

- (1) 業務機関は、認定講習業務全般(要綱第5第3項の規定により知事が認定した講習等に係るものを除く。)について、執り行うものとする。
- (2) 業務機関において認定申請書を受理したときは、業務用ソフトにより認定証(第8号様式)及び台帳(第9号様式)を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。また、業務機関において更新又は再認定申請書を受理したときは、認定証(第8号様式)の作成は、認定証の第二面の更新記録欄に有効期限等を記載することに替えることとし、併せて台帳(第9号様式)を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
- (3) 知事は、受理した認定申請書を審査し、適格と認めたときは、業務機関を経由して申請者に認定証を交付し、適格でないと認めたときは、要綱第6第2項の規定に基づく認定しない旨の通知書(第10号様式)を申請者に通知する。
- (4) 業務機関は、更新又は再認定申請書を受理したときは、(2)の認定証を申請者に交付する。
- (5) 業務機関において要綱第8第1項に規定する変更届を受理したときは、業務用ソフトにより認定証(氏名以外の変更事項は第二面へ記載とする。)及び修正した台帳を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
また、要綱第8第3項に規定する変更届を受理したときは、業務用ソフトにより修正した台帳を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
- (6) 知事は、要綱第8第1項に規定する変更届を受理したときは、業務機関を経由して申請者に認定証を交付する。
- (7) 業務機関において再交付申請書を受理したときは、業務用ソフトにより認定証及び台帳を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
- (8) 知事は、再交付申請書を受理したときは、業務機関を経由して申請者に再交付の旨を表示した認定証を交付する。
- (9) 業務機関において認定辞退届を受理したときは、台帳抹消の電算処理を行い、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
- (10) 知事は、認定辞退届を受理したときは、業務機関を経由して申請者に応急危険度判定士認定取消通知書(第11-1号様式)により通知する。
- (11) 知事は、要綱第11第1項の規定による認定の取消しをするときは、業務機関に台帳抹消の電算処理を指示し、応急危険度判定士認定取消通知書(第11-2号様式)により申請者に通知する。電算処理を了した業務機関は抹消処理された台帳及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。

- (12) 業務機関は、毎月の認定状況等について応急危険度判定士認定状況等報告書(第12号様式)により、翌月10日までに知事に報告する。
- (13) 業務機関は、業務を処理するため知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、平成7年9月5日から実施する。

附則

この要領は、平成12年1月12日から実施する。

附則

この要領は、平成13年3月8日から実施する。

附則

この要領は、平成18年3月1日から実施する。

附則

この要領は、平成23年8月15日から実施する。

附則

この要領は、平成24年4月2日から実施する。

附則

この要領は、平成29年12月15日から実施する。

附則

この要領は、平成30年6月18日から実施する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。